

更なる市民サービスの向上へ

より効率的な行政運営体制を構築し、市民の皆さんにとって更に分かりやすい組織になるよう、4月1日から市の組織の一部を改編します。

人事課 ☎(88)9115

組織改編の3つの基本方針

①組織に機動性を持たせ、新たな政策課題に柔軟に対応します。

②名称の変更により、市民の皆さんにとって分かりやすい組織体制とします。

③業務内容を見直し、組織の再編や統廃合を図ります。業務の平準化を図ります。

など、新たな政策課題に取り組み、市の魅力や情報などを発信していきます。

財政課は新設する財務部に設置し、税務課・収納課と連携し、財務機能の強化を図ります。

生活課を市民安全課に改編します。

市民安全課は新設する総務部に設置し、災害時に備えて危機管理業務と消防業務の強化を図ります。

なお、町内会や嘱託員など

「市民安全課」を設置し危機管理業務を強化



新たな行政課題に柔軟に対応します(介護予防体操)

環境の変化に対応した組織作り

平成17年4月の市町村合併以降、必要に応じて組織の統廃合などを行い、組織の合理化や市民サービスの向上に努めてきました。

東日本大震災から約9年が経過し、新庁舎の建設やteteがオープンするなど、復旧・復興が進みました。

今後、本市が本格的な発展期へ移行するに当たり、事業の選択と集中のバランスを図りながら、新たな行政需要に対応します。

企画財政課を「企画政策課」と「財政課」に改編

企画財政課を企画部門と財政部門に分け、企画部門に機動性を持たせることで、新たな行政需要に対応します。

企画政策課は新設する企画政策部に設置し、シティプロモーション、移住・定住対策



市民安全課では、防災・減災に努めます(市防災訓練)

分かりやすい名称へ

このほか、業務の効率化を図り、市民に分かりやすい組織体制とするため、部の再編や組織の統廃合、名称変更を行います。

新しい組織の担当業務や電話番号などについては、広報すかがわ3月号でお知らせします。

春は引っ越しの季節です

異動手続きはお早めに

市民課 ☎(88)9134

3月と4月は、進学や就職、転勤などで引っ越しをする人が多くなる季節です。引っ越しに伴う住民異動手続きなどについてお知らせします。

住民異動などの届け出一覧表

市役所1階では、総合案内を配置していますのでお気軽にご相談ください。この時期は窓口が大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお越しください。

届け出内容	届け出に共通して必要なもの	届け出に必要なもの(お持ちの場合)	届け出時期
①転入届 ほかの市区町村から転入したとき	【届出人の本人を確認する書類】 ▶1点で確認できるもの (顔写真付きの公的機関発行の証明書) ●マイナンバーカード ●運転免許証 ●パスポート ●在留カード など ▶2点で確認できるもの ●健康保険証 ●年金手帳 ●学生証 ●預金通帳 ●診察券 など	●転出証明書(前に住んでいた市区町村で発行したもの) ●通知カード ●国民健康保険証 ●国民年金手帳 ●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード	引っ越してきた日から14日以内
②転出届 ほかの市区町村へ転出するとき		●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険証 ●子ども医療費受給者証 ●印鑑登録証 ※あらかじめ転出先の住所、世帯主、転出年月日を調べてからお越しください。	引っ越す予定日のおよそ14日前から
③転居届 市内で住所が変わったとき		●通知カード ●国民健康保険証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 ●介護保険証 ●子ども医療費受給者証 ●マイナンバーカードまたは顔写真付きの住民基本台帳カード	引っ越した日から14日以内
④各種変更届 世帯主や構成が変わったとき		●国民健康保険証 ●後期高齢者医療被保険者証	変更があった日から14日以内

※届け出は、必ず本人または同一世帯の人が行ってください(代理人のときは委任状と代理人の印章が必要)。

住民異動に伴うその他の主な手続き

住所が変わると下記の手続きが必要になるときもあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

他の手続きも忘れずに!

- 児童手当**
こども課 ☎(88)8114
- 小・中学校**
学校教育課 ☎(88)9168
- 介護保険**
長寿福祉課 ☎(88)8117
- 上下水道**
水道お客様センター ☎(63)7111
- 障がい者手帳、重度心身障がい者医療**
社会福祉課 ☎(88)8112
- 農業集落排水**
経営課 ☎(88)9158
- 健康診査、予防接種、妊婦健診**
健康づくり課 ☎(88)8123
- 市営住宅**
建築住宅課 ☎(88)9152